

議会活性化特別委員会次第

令和8年1月9日
不登校・ひきこもり特別委員会終了後開議
301会議室

協議事項

- | | |
|----------------------|-------|
| 1 議会改革に関する検討項目について | 資料1 |
| 2 議会基本条例の検証について | 資料2 |
| 3 観察受け入れの対応議員について | 資料3 |
| 4 議会改革度調査2025について | |
| 5 大聖寺実業高校との意見交換会について | 資料4、5 |

◎議会改革に関する検討項目について

区分	項目	内容	備考
議員提案分 1 開かれた 議 会	<p>①加賀市公式 LINE と議会 SNS の連動</p> <p>②防災無線を利用した議会開催のお知らせ</p> <p>③議案等の市民との共有の工夫</p> <p>④委員会中継の音声の改善</p> <p>⑤本会議場での傍聴席におけるスピーカーの改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民にとって加賀市公式 LINE も議会 SNS も同一の発信者とみなして閲覧をされているはず。連動させた発信を行う。例えば、文字ではなくリッチメッセージで HP へのリンク付きにする。 ・町内放送に使っている防災無線で議会(特に一般質問)開催の案内(傍聴依頼も含む)を前日夜と当日朝に流してはどうか。 ・市 HP にわざわざアクセスしなくとも目に入る工夫を検討してはどうか。(例:市役所の窓口の待ち時間や、子育て応援ステーションの待ち時間に座っている目線で見える「今議会で話題になっていること」の掲示など。) ・委員会の中継をパソコンやタブレットで見ていても、執行部も議員の音声が小さくて聞き取りにくい。改善策を求める。 ・傍聴席の音声が聞き取りにくいので、状況を把握し改善を求める。 	<p>①参考</p> 

区分	項目	内容	備考
議員提案分 5 市 民 が 参 加 す る 議 会	<p>①成り手不足の解消</p> <p>②オンラインでの委員会開催を定例化</p> <p>③委員会の開始時間、終了時間の設定</p> <p>④市民の意識を高める</p> <p>⑤市民と議会による政策ワークショップ</p> <p>⑥市民の声を広く集める工夫や幅広い年代にアプローチするツールが必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは成り手不足の原因を探ってはどうか。また、「家族の理解」、「配偶者の理解」をえるための、家族向け講座はどうか。 ・今後、幅広い年代層、性別、兼業をされている方も議員を目指すことが可能な議会を形成していくため、オンラインで開催できる会議はオンライン化を進めていく。 ・終了時間を設定することで、多様な人材の議員参画がしやすくなる。また会議そのものも時間を意識する分、話が前進しやすくなる。 ・議会版デジタル目安箱を設置して、市民の議会への参画意識を高めるなど、「当事者意識」を醸成する取り組みはどうか。 ・市民と議員、有識者または担当課（専門性の高い職員）を交えて協働する政策ワークショップを開催する。（地域経済分析システム（RESAS：リーサス）などを利活用） ・現議員だけでは柔軟な発想は望めないので、中高生や若いお母さんたちが集うサークル（既存の各種団体以外）との意見交換の場を設けたい。 	

【参考】

区分	項目	内容	備考
正副委員長 提 案 分	審議する 議 会	議員間討議の実施 常任委員会を中心に実施し、市政に関する重要な課題について議員間での討議を活発に行う。	
	市 民 が 参 加 す る 議 会	若者や女性、会社員などの多様な人材の市議会への参画と活性化に関する検討 議員の成り手不足が課題となっており、問題解決には多様な人材の市議会への参画を促す対策が必要である。その検討を行う。	

議会基本条例の検証のための意見記入用紙

資料2

会派名（議員名）

これから議会活性化特別委員会において、議会基本条例の検証作業を進めていくに当たり、議員各位（会派単位）から意見聴取を行います。

これまでの取り組みやR3検証結果（R4.1.13議会活性化特別委員会資料を参照してください。）を踏まえ、「条例の目的が達成されているか」「条例の改正（加除訂正）が必要かどうか」といった観点から、意見を記入願います。（個別の取組の提案を求める趣旨ではありません。）

1月21日（水）までに事務局へ提出願います。

※意見は、条文ごとに区分けしてご記入ください。意見がなくても、「意見なし」で提出願います。

条項	意見記入
前文	
第1条 目的	
第2条 議員の活動原則	
第3条 会派	
第4条 災害時の対応	
第5条 開かれた議会の推進	
第6条 わかりやすい議会運営	
第7条 市政運営状況の監視	
第8条 市長等との関係の透明性の確保	
第9条 市長等と議会及び議員の関係	
第10条 議会審議における論点情報の形成	

裏面あり

項	意見記入
第11条 予算及び決算における説明資料の作成	
第12条 議会の自由討議	
第13条 政策討論会	
第14条 政策提案の推進	
第15条 議員研修の充実強化	
第16条 議会事務局の体制整備	
第17条 市民参加及び市民との連携	
第18条 議会報告会	
第19条 議会広報の充実	
第20条 政務活動費の執行及び公開	
第21条 議員の政治倫理	
第22条 議員定数及び議員報酬	
第23条 最高規範性	
第24条 見直し手続	

提出期限:1月 21 日(水)

◎加賀市議会基本条例(平成23年4月施行)の検証(R7)

前文

二元代表制の下、執行機関である市長と議決機関である加賀市議会(以下「議会」という。)の議員は、それぞれが市民の代表として与えられた権限を行使することができる。

地方分権一括法の施行以降、地方自治体の自主的な政策決定と責任の範囲は一層拡大しており、議会と市長は、市民の意思を市政に的確に反映させるために切磋琢磨しながら、最良の決定を導く共通の使命が課せられている。

議会は、議員自らが提案する政策と市長が提案する政策の論点・争点を市民に明らかにするとともに、自由討議を保障し、政策を決定する責務を有している。また、この責務を果たすために公正性・透明性を確保し、市民が参加できる議会を目指す使命がある。

よって、この責務を果たし、使命を達成するために本条例を制定する。

令和3年度検証	実績(～R3)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	特になし	特になし

令和7年度検証	実績(～R7)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会活動及び議員活動の充実と活性化のために必要な基本的な事項等を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第1章 総則

(議員の活動原則)

第2条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を尊重するものとする。

2 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不斷の研鑽に努め、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、議会の構成員として、市民生活の向上を目指して活動しなければならない。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第1章 総則

(会派)

第3条 議会の会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成し、活動する。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	<p>【林（俊）】</p> <p>●会派の理念や政策等を市民に示すべき。</p> <p>【若林】</p> <p>●同一会派であっても、議員各々の意見があつて然りで、賛否が分かれることもあると考えられる。それこそが開かれた議会、議会活性化なのではないでしょうか。</p> <p>また、市民が各議員の賛否判断を理解する上で会派の理念、政策等を公開したほうがよいのではないか。</p>	<p>条文の修正は必要なし</p> <p>「理由」</p> <p>左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。</p>

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第1章 総則

(災害時の対応)

第4条 議会は、災害が発生したときは、議会機能を的確に維持するため、迅速かつ適切に対応するものとする。

2 議会は、災害等発生時には、情報通信技術を積極的に活用することにより、議会活動の継続を図るものとする。

3 災害時の対応に関し必要な事項は、加賀市議会業務継続計画(議会が災害時においても議会としての機能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。)で定める。

令和3年度検証	実績(～R3)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例を改正 (H30年6月) ○議会基本条例を改正 (R1年6月) ○加賀市議会業務継続計画を策定 (R1年6月) 	<p>【昂志会】</p> <p>●今回のコロナ禍を受け、災害だけでなく、感染症を含めたものに改正する。そして、対応としてオンライン会議等について盛り込む必要性がある。</p>	<p>条文の修正が必要</p> <p>「理由」</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、非常時における議会対応の在り方が課題となっている。災害だけでなく、感染症のまん延等、広く緊急事態の場面を想定した内容に改めるべき。また、オンライン会議の開催など、情報通信技術の活用に努めることについても盛り込むべきと考える。</p> <p>⇒条例に「情報通信技術の活用」に関する規定を追加 (R4年6月18日施行)</p>

令和7年度検証	実績(～R7)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○議会基本条例を改正 (R4年6月) 		

第2章 開かれた議会

(開かれた議会の推進)

第5条 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営について、その経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○委員会資料を事前にホームページ掲載 (R2年8月～)	【林(俊)】 ●議長・委員長の定例記者会見を行い、情報発信すべき。 ●「議長の行動表」等の情報発信も積極的に行うべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第2章 開かれた議会

(わかりやすい議会運営)

第6条 議会は、市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる加賀市議会会議規則(平成17年加賀市議会規則第1号)、加賀市議会委員会条例(平成17年加賀市条例第218号)及び議会内での申し合わせ事項を継続的に見直すものとする。

2 議会は、市民の傍聴の意欲を高めるような議会運営に努めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第1項関係】</p> <p>○議会内申し合わせ事項を適宜見直し (H30年7月～随時改正)</p> <p>【第2項関係】</p> <p>○議場傍聴席にディスプレイを設置 (R1年6月)</p> <p>○本会議質問時の持込資料をモニター表示 (R1年9月)</p>	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第1項関係】</p> <p>○議会内申し合わせ事項を適宜見直し (随時改正)</p> <p>【第2項関係】</p> <p>○中学生議会の開催 (R5～R7)</p> <p>○小中学生による議会傍聴 (毎年)</p>		

第3章 監視する議会

(市政運営状況の監視)

第7条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、公平性及び信頼性を重視して、市長その他の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)の市政運営状況を監視するものとする。

令和3年度 検証	実績 (~H29)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○常任委員会の再編 (委員定数の増による審議の充実化) (R1年10月～)	【林(俊)】 ●予算決算委員会総括質疑における時間割り振りを見直すべき	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。
令和7年度 検証	実績 (~R3)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第3章 監視する議会

(市長等との関係の透明性の確保)

第8条 議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、その記録を市長等に求め、両者の関係の透明性を図るものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第4章 審議する議会

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえた議会活動を行うことにより、議会審議における市長等との緊張関係の保持に努めなければならぬ。

- 2 本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して詳しい説明を求めることができる。
- 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書による回答を求めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第4項関係】</p> <p>○文書質問を活用(延べ5人)</p> <p>R2年 9月：1人、R3年3月：1人</p> <p>R3年 6月：1人、R3年9月：1人</p> <p>R3年12月：1人</p>	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第4項関係】</p> <p>○文書質問を活用(延べ6人)</p> <p>R4年 2月：1人、R4年 3月：1人</p> <p>R4年 6月：1人、R4年12月：1人</p> <p>R6年 3月：1人、R6年 4月：1人</p>		

第4章 審議する議会

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策及び事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

(1) 政策等を必要とする背景 ／ (2) 提案に至るまでの経緯 ／ (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 ／

(4) 市民参加の実施の有無とその内容 ／ (5) 加賀市総合計画との整合性 ／ (6) 財源措置 ／ (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	<p>林(俊)】</p> <p>●各委員会資料は、未だに前日配布が多い。議論を深めるため、スピード感を持って数日前には配布すべき。</p>	<p><u>条文の修正は必要なし</u></p> <p>「理由」</p> <p>左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。</p>

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第4章 審議する議会

(予算及び決算における説明資料の作成)

第11条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度、「見てわかる加賀市当初予算のあらまし」の作成（執行部） ○毎年度、「見てわかる加賀市の決算書」の作成（執行部） 	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年度、「見てわかる加賀市当初予算のあらまし」の作成（執行部） ○毎年度、「見てわかる加賀市の決算書」の作成（執行部） 		

第4章 審議する議会

(議会の自由討議)

第12条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を中心に運営するものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長の提出議案並びに市民の政策提案に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	<p>【昂志会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●テーマを決めて議員間討議を積極的に行うべき。 	<p><u>条文の修正は必要なし</u></p> <p>「理由」</p> <p>左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のまととする。</p>

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第4章 審議する議会

(政策討論会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対して、共通認識の醸成を図るため、議員で構成する政策討論会を開催するものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○政策討論会を開催(H26年8月) 市指定ごみ袋の料金について	【昂志会】 ●テーマを決めて積極的に行うべき。	条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままとする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○政策討論会を開催 公共施設マネジメントについて(R4年7月) ゆけむり健康村について(R4年9月)		

第5章 政策提案する議会

(政策提案の推進)

第14条 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させ、市民と協働してまちづくり活動に取り組むために、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提案するよう努めなければならない。

2 委員会は、議会における政策立案及び提案を積極的に行うものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○政策条例を制定 <ul style="list-style-type: none"> ・加賀市読書活動推進条例（R3年6月） ○政策提言を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・柴山潟遊歩道整備について（H30年9月） ・一次産業の振興について（H31年4月） ・イノベーションセンター運営体制整備について（R1年8月） ・外国人観光客の受け入れ体制整備について（R2年9月） ・文化施設の保存・利活用の推進について、スマートシティの取組について（R3年9月） 	<p>【昂志会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●第13条で討論し、提案する必要があれば行う。 	<p>条文の修正は必要なし 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のまとめる。</p>

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○政策条例を制定 <ul style="list-style-type: none"> ・加賀市デジタル技術の活用による持続可能なまちづくり条例（R5年9月） ・加賀市スポーツ推進条例（R5年9月） ○政策提言を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の在り方に関する提言書（R4年7月） ・観光地としての温泉地の維持・発展のための提言書（R4年8月） ・デジタル田園健康特区に関する取組についての提言書（R5年9月、R6年9月） ・加賀市における高齢者施策についての提言書（R7年9月） ・加賀市におけるスポーツ関連施策についての提言書（R7年9月） 		

第5章 政策提案する議会

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策立案及び提案能力の向上等を図るとともに、この条例の趣旨を議員に浸透させるため、議員研修を実施し、内容の充実強化に努めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○開催数(延べ4回) R2年度：2回 R3年度：2回	【林(俊)】 ●コロナ禍で実施する研修会は感染対策を講じて必要に応じて外部講師を招き、研修会を行うべき。または市民を講師に招き、市民参加型の研修会に取り組むべき。	<u>条文の修正は必要なし</u> 「理由」 左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のままする。

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○開催数(延べ6回) R4年度：2回 R5年度：0回 R6年度：0回 R7年度：4回		

第5章 政策提案する議会

(議会事務局の体制整備)

第16条 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法制執務能力の充実を図るものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○金沢大学法科大学院と連携事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・議長等が大学講義の講師参加(毎年度) ・インターンシップ(毎年度) ・政策条例づくりへの助言・アドバイス(適宜) 	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○金沢大学法科大学院と連携事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・議長等が大学講義の講師参加(毎年度) ・インターンシップ(R4年、R6年) ・政策条例づくりへの助言・アドバイス(適宜) 		

第6章 市民が参加する議会

(市民参加及び市民との連携)

- 第17条 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議のほか、委員会を原則公開する。
 - 3 議会は、委員会における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
 - 4 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聞く機会を設けなければならない。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第1項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市役所市民ホールで議会中継を放送（R2年7月～） ○議会YouTube番組の配信（R3年1月～） ○ホームページのリニューアル（R3年7月） <p>【第4項関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○請願の委員会審査にあたり、請願者から意見を聞く機会を設けた（R3年6月議会） 	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第6章 市民が参加する議会

(市民参加及び市民との連携)

第17条〔続き〕

- 5 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、広く市民の意見を聴き、政策立案に反映させるよう努めなければならない。
- 6 議会は、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民にわかりやすい議論を行うよう努めなければならない。
- 7 委員会は、市民の要請に応じ、審査の経過等を説明するため、懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【5項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会モニター員制度を実施（R1～R2年度） ○各種団体との意見交換会実施 (委員会単位 計3回) ○市内高校生との意見交換会実施（毎年度） ○子育て団体とのオンライン会議（R3年1月） ○議会おでかけ教室を開始（H31年2月～） 	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【5項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市内高校生との意見交換会実施（毎年度） ○議会おでかけ教室を開始（R7年5月山代小） 		

第6章 市民が参加する議会

(議会報告会)

第18条 議会は、市政の諸問題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として、議会報告会を開催するものとする。

令 度和 証3 年	実績 (~R3)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○H30年(11会場 参加者478人) ○R1年(10会場 参加者330人) ○R2・3年 中止	特になし	特になし

令 和7 年度 検証	実績 (~R7)	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○R4年(10会場 参加者239人) ○R5年(11会場 参加者307人) ○R6年(10会場 参加者289人) ○R7年(11会場 参加者300人)		

第6章 市民が参加する議会

(議会広報の充実)

第19条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○議会だよりモニターを実施(H30年度)	<p>【林(俊)】</p> <p>●賛成・反対討論の記事掲載も必要。</p>	<p><u>条文の修正は必要なし</u></p> <p>「理由」</p> <p>左記の意見は、条文そのものではなく、今後の取り組みに対する意見のため、原文のまとめる。</p>

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 議員は、政策立案又は提案を行うための調査研究その他の活動に資する目的で交付される政務活動費の執行に当たっては、加賀市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年加賀市条例第3号)を遵守しなければならない。

2 議員は、政務活動費の收支報告書等について、市民から書面において閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、加賀市情報公開条例(平成17年加賀市条例第16号)第7条第1号に規定する個人に関する情報は除く。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	○令和7年度から、本市職員の旅費制度について改正したことに伴う改正		

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、加賀市議会議員政治倫理条例(平成22年加賀市条例第37号)を遵守し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○議員章はい用規定の見直し（H30年5月） ※議員章の譲渡禁止規定を追加 ○議会手帳の配布の見直し（H30年7月） ※希望者のみ配布。顔写真は希望者のみ貼付 	。	

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第8章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員定数及び議員報酬)

第22条 議員定数又は議員報酬に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○議員報酬等の見直し(H31年4月) ※平成30年8月から、議会内に「議会改革検討会」を設置し、協議した。議員報酬等の増額、長期欠席に係る議員報酬等の減額 ○議員報酬及び政務活動費の特例 (R2年6月) ※新型コロナウイルス感染症による影響が深刻化する中、議会対応として減額 	特になし	特になし

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	特になし		

第9章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の趣旨を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに研修を行わなければならない。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第2項関係】</p> <p>○議会基本条例の研修会を開催（R3年11月19日）</p>	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【第2項関係】</p> <p>○議会基本条例の研修会を開催（R7年11月25日）</p>		

第9章 最高規範性と見直し手続

(見直し手続)

第24条 議会は、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行うとともに、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項の検討の結果、改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由を詳しく説明しなければならない。

令和3年度検証	実績（～R3）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【1項】</p> <p>○議会に関する市民アンケートを実施 (R2年8月～9月 無作為抽出1,500人)</p> <p>○議会基本条例の検証開始 (R3年1月～)</p>	特になし	特になし

令和7年度検証	実績（～R7）	各会派等の意見取りまとめ結果	検証結果
	<p>【1項】</p> <p>○議会に関する市民アンケートを実施 (R6年9月 対象:子育て世帯)</p> <p>○議会基本条例の検証開始 (R7年1月～)</p>		

資料3

行政視察対応議員輪番表（案）について

経緯

- ・11月の議会活性化特別委員会の協議において、「1期目と2期目の議員で対応する」となった。
- ・議会運営委員会で協議結果を報告したところ、「視察受入時の質問によっては1期目、2期目の議員では回答がむずかしい内容もあるのではないか。」という意見があり、対応議員について再度検討することとなったもの。
- ・正副委員長案（3期目の議員まで含めた輪番表）を示す。

1期議員から3期議員までで編制

当番議員1	当番議員2
東野議員	植木議員
中川議員	高橋議員
南出議員	福永議員
植木議員	上野議員
高橋議員	若林議員
福永議員	荒谷議員
上野議員	一色議員
若林議員	東野議員
荒谷議員	中川議員
一色議員	南出議員

1. 目的

若者の市政及び議会への関心度を高める取り組みの一環として実施。今回で7回目となる。

2. 日時・場所等

日時：令和8年2月18日（水）午後1時25分～3時15分（社会科授業5限、6限）

場所：大聖寺実業高等学校 会議室

相手：情報ビジネス科：13H（29人）

3. 概要

- 生徒約29人を6班に分け、その中に議員が参加し、テーマに沿って意見交換を実施。
- グループ内で意見交換のまとめを行い、グループごとに発表する（発表者は生徒）。

＜テーマ＞

～加賀市民が幸せに生活するにはどうすればよいのか～

- (1) 加賀市の活性化政策（2班）
- (2) 加賀市の福祉政策（2班）
- (3) 加賀市の防災政策（2班）

＜流れ＞ 計110分

- | | | | |
|---------------|-------|------------------|-------|
| ①挨拶・説明（校長・議長） | （10分） | ④グループまとめ | （10分） |
| ②先生からテーマ説明 | （5分） | ⑤発表（質疑応答あり） | （30分） |
| ③意見交換 | （35分） | ⑥振り返り・講評、挨拶（副議長） | （10分） |
- （休憩10分後、④へ）

4. 留意点等

- 議員はファシリテーター（進行役）として、生徒の意見を引き出すよう進める。自身の意見提案は極力避ける。

5. 議員のグループ分け 「進行役」を決めておく。

テーマ	班	議員①	議員②	議員③
加賀市の活性化政策	①	植木議員	一色議員	稻垣議員
	②	高橋議員	東野議員	中谷議員
加賀市の福祉政策	③	福永議員	中川副議長	林（直）議員
	④	上野議員	南出議員	山口議長
加賀市の防災政策	⑤	若林議員	上田議員	林（茂）議員
	⑥	荒谷議員	辰川議員	林（俊）議員

6. その他

- 当日は動画を撮影し、編集後、ユーチューブに掲載する予定。
- 当日の控室：正副議長⇒校長室（※午後1時までに現地集合）
議員 ⇒会場横の共用教室5（※1時15分までに現地集合）
- 高校からの要望で、生徒からの意見については、3月定例会などの質問等に適宜反映してほしいとのこと。⇒ 資料5

高校生との意見交換会を開催



- ・平成29年から市内実業高校で開催
- ・6グループに分かれて意見交換
- ・グループごとに発表

年月	参加者
平成30年1月31日	生徒35人(1年生)、議員15人
平成31年2月1日	生徒36人(1年生)、議員14人
令和2年2月3日	生徒40人(1年生)、議員16人
令和5年2月13日	生徒31人(1年生)、議員17人
令和7年2月10日	生徒26人(1年生)、議員16人

※令和3年、令和4年はコロナ禍により中止。令和6年はインフル蔓延のため中止。

生徒の提案内容をもとに、一般質問や委員会での議題として取り上げる

令和7年3月定例会での質疑	市の答弁（要約）
<p>・大聖寺駅の現在の待合室では人が多くなると座れないため、持込ができるスペースや自動販売機、学習スペース、Wi-Fiなどの設置の要望・提案があった。</p> <p>これまで地元高校生の様々なニーズにも対応してきたことと思うが、経緯や所見を問う。</p>	<p>→コワーキングスペースを無料開放した際のアンケート結果には肯定的な意見がある一方、受益者負担を求めることが妥当との意見もあった。</p> <p>Wi-Fi環境は、コワーキングスペースには完備されている。</p> <p>自動販売機の整備に関する要望などを指定管理者に伝え、快適かつ利用しやすい環境確保を目指したい。</p>
<p>・市内に病院、公立看護学校宿舎や温泉プールなどがある点を考慮して地域コミュニティ「share加賀」を設立し、触れ合いの場、災害時の避難所として活用してはとの提案があった。具体的な適地についての提案もあったが、当局の所見を問う。</p>	<p>→民間のノウハウや創意工夫による民間投資を促し、次世代を担う高校生の若い発想も取り入れながら、より良い提案を求めていく。</p>